

リスクコミュニケーションの事例について ～リスクコミュニケーションに関するガイドラインの概要～

名称	土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～	自治体職員のための土壌汚染に関する リスクコミュニケーションガイドライン (案)
作成時期	平成 20 年 6 月	平成 16 年 7 月
作成委託者	環境省	環境省
受託者	(財) 日本環境協会	(社) 環境情報科学センター
検討会の委員構成	大学 4 名、自治体 1 名、非営利法人 1 名、ゼネコン 1 名、コンサルタント 1 名	大学 4 名、自治体 3 名、弁護士 1 名、メーカー 1 名、コンサルタント 1 名 (他オブザーバー 3 名)
対象	事業者 土地所有者または汚染原因者であって、土壌汚染対策を行う人々を広く対象とする。	自治体職員
目的 (目的と思われる記述を抜粋)	本ガイドラインでは、事業者が土壌汚染対策を実施する際、周辺住民の方などの地域の関係者との間でリスクコミュニケーションを行うための基本的な考え方や、具体的な情報の伝え方、住民説明等を行う際に参考となる内容について、(財) 日本環境協会に設置した、学識経験者、リスクコミュニケーションの専門家、地方公共団体の担当者等から構成された検討会での検討結果をもとに取りました。(原文のまま)	本書は法の要件に基づく土壌汚染調査ばかりではなく、事業者が行う自主調査も視野に入れ、地方自治体職員がこのようリスクコミュニケーションを支援する流れと対応方法について解説したものである。(原文のまま)
構成	「第 1 章 土壌汚染とリスクコミュニケーション」では、土壌汚染によるリスクやリスクコミュニケーションについて基本的考え方等を示し、土壌汚染対策の一般的な流れとリスクコミュニケーション、法に基づく対応の流れ、自治体の役割・立場等を整理してある。 「第 2 章 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションの進め方」では、事前準備、自治体への報告・相談、リスクコミュニケーションの実施にあたっての留意点、リスクコミュニケーションの方法、日常的な留意点等を整理してある。 「第 3 章 住民説明会の開催について」では、住民説明会の体制や会場手配、説明資料や想定問答集の作成例等を整理してある。 「第 4 章 参考事例」では、実事例におけるリスクコミュニケーションにおける成功点・苦労点を整理するとともに、個別事例の紹介がされている。	前半 (第 1 章～第 3 章) では、土壌汚染問題の特徴、土壌汚染対策法の概要を解説するとともに、土壌汚染にかかるリスクコミュニケーションの必要性と役割について記述してある。 後半 (第 4～8 章) では、調査が実施される前に日常的に行うコミュニケーションのあり方についてまとめるとともに、土壌汚染状況調査が実施されてからのコミュニケーションのあり方として、土壌汚染対策法第 3 条、第 4 条に基づく調査と事業者の自主的取組による調査の 3 つのケースについて、その流れと対応手法を解説してある。
リスクコミュニケーションの流れ	<p style="text-align: center;">土壌汚染対策の一般的な流れとリスクコミュニケーション</p> <p>※自治体は、一般的に、健康影響の防止や円滑な土壌汚染対策の促進の観点から、事業者がリスクコミュニケーションを行うことを奨励する立場にあります。汚染の程度やその時の状況にもよりますが、自治体から、リスクコミュニケーションについての助言等を得られる場合があります。</p>	<p style="text-align: center;">本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像</p>
参考資料	土壌汚染対策法の概要/法の指定基準の設定の考え方/土壌汚染物質の摂取経路/土壌汚染物質の特徴、環境基準などの情報/土壌汚染対策への支援策の紹介/関連情報 (行政資料、関連団体、条例、情報公開に係る事例、問い合わせ先・用語解説)	事例集/土壌汚染対策法条文/特定有害物質及び基準値/特定施設一覧

■リスクコミュニケーションについて

(1) リスクコミュニケーションとは

リスクコミュニケーションでは、一方通行の情報発信ではなく、事業者と住民等との相互の意思疎通が必要である。

【参考】

リスクコミュニケーションに関しては、以下のような定義がされている。

『リスクコミュニケーションとは、リスクにかかる情報を利害関係者で相互に交換し、理解を共有すること』
 (出典：土壌汚染対策法と企業の対応 事業者のための紛争対応・リスクコミュニケーションガイド、社団法人産業環境管理協会、2010年9月；経済産業省の委託業務報告書をもとに作成されたガイド)

『リスクコミュニケーションとは、住民、事業者、自治体といった全ての利害関係者がリスク等に関する情報を共有し、相互に意志疎通を図って土壌汚染対策を円滑に進めていくための手段』
 (出典：自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン、平成16年(2004年)7月、環境省)

(2) 汚染の未然防止段階におけるリスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションは、問題が発生したときだけでなく、日常的なコミュニケーションが重要である。日常的な活動において住民等の信頼が無ければ、万が一の汚染発生時のコミュニケーションも成り立たない場合がある。

地下水汚染の未然防止を実施している段階から、日常的なリスクコミュニケーションを実施しておくことが重要である。

【参考】

『リスクコミュニケーションには、日常的なリスクコミュニケーションと調査の結果見出された個別の汚染サイトに係るリスクコミュニケーションの2つが考えられます』
 (出典：自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン、平成16年(2004年)7月、環境省)

(3) 「地下水汚染の未然防止」および「万が一の汚染発生時」のリスクコミュニケーションの流れの例

図-1に、地下水汚染の未然防止に係るリスクコミュニケーションの流れの例を示す。地下水汚染の未然防止段階のリスクコミュニケーションは、日常的なリスクコミュニケーションと考えられ、日常的な活動により住民等の信頼を得ておくことが重要である。汚染を発生させないことが基本であるが、万が一汚染が発生した場合には、情報を適切に公開し、住民からの問合せ等にも真摯に対応することが重要である。

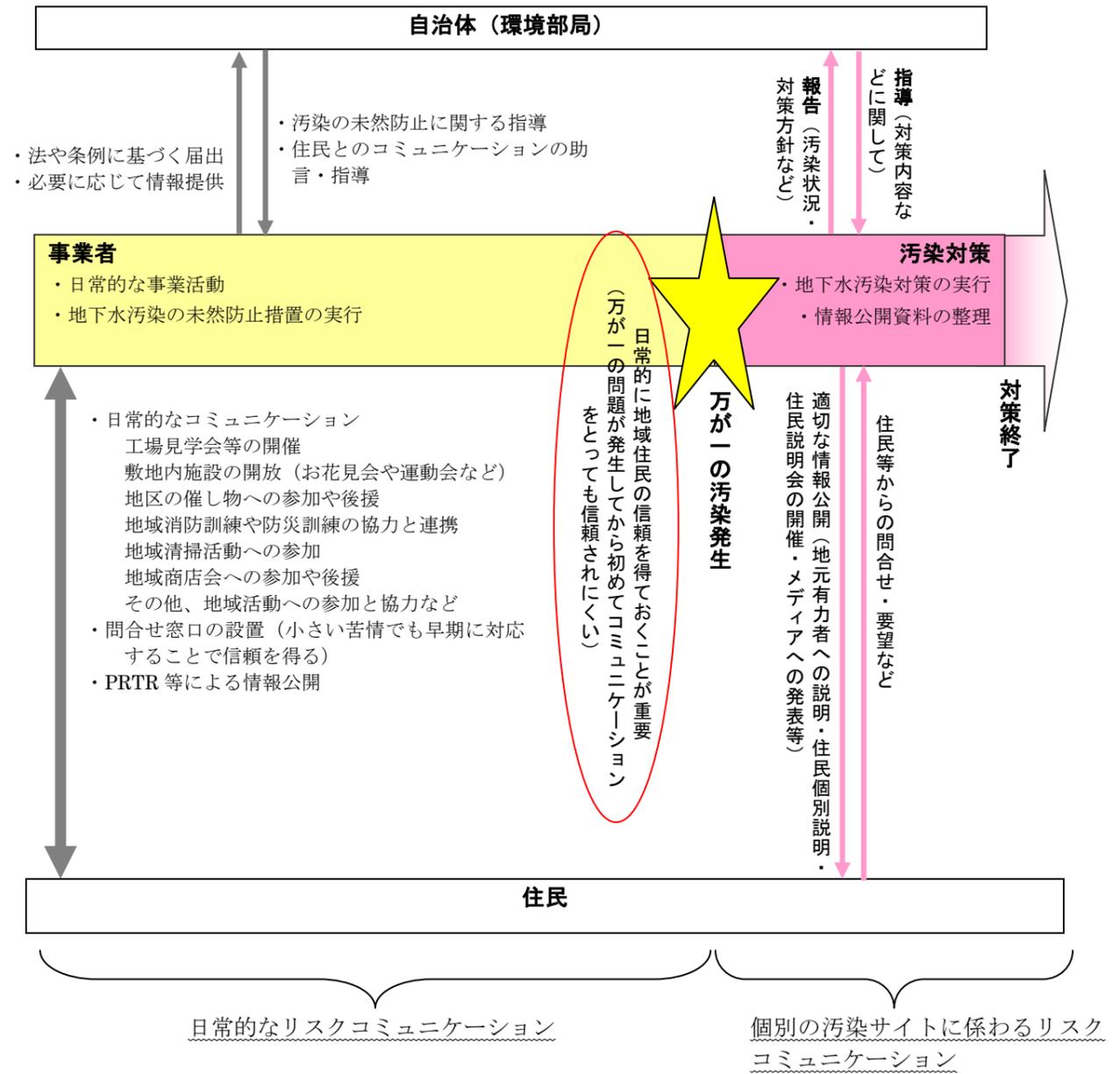


図-1 リスクコミュニケーションの流れの例

参考事例

(1) リスクコミュニケーション事例における各段階別の成功点・苦労点

リスクコミュニケーションの各段階	成功点	苦労点
汚染発覚から事前準備、情報の公表まで	<ul style="list-style-type: none"> 汚染発覚後、周囲で井戸水を利用しているところがあったため、すぐ自治体へ報告・相談をした。自治体から、周辺住民の方々へ地下水の飲用中止と希望者に地下水分析の実施について周知してもらうことができた（分析費用は事業者負担とした）。 汚染実態の解明と対策計画の作成を短期間で行い、情報開示まで時間を空けないようにした。このため、情報隠ぺい等の批判を受けなかった。 メディア公表直前に、市議会・自治会長等に戸別訪問による説明を行い、周辺住民の方々へは住民説明会開催のピラを配布した。このため、メディア公表後に大きな混乱がおきることなく、また、情報隠ぺい等の批判を受けなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染発覚後、周囲で井戸水を飲用している方々には、自治体から井戸水を飲用しないよう指導してもらったが、その他の周辺住民の方々には土壌汚染について伝えなかった。このため、汚染の事実を知らなかった周辺住民の方々から、住民説明会の場で情報隠ぺいであると強く批判された。 発表直前にメディアが先行報道し、発表が予定されていた内容がうまく伝わらなかったため、周辺住民の方々から情報隠ぺいとの批判を受けた。 メディア公表と同時に住民説明会の開催を知らせたが、開催日が発表日の翌日であったため、都合が合わない住民が多く、批判を受けた。
住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> 汚染対策の内容と対策工事中に配慮する内容（振動対策・騒音対策など）を具体的に提示したため、周辺住民の方々の不安を取り除くことができた。 汚染対策の内容が法律や条例上問題ないものかどうかを市役所の担当者に説明してもらった結果、説明に対する信頼感が増した。 説明会が混乱しないよう、町内会長が事前に周辺住民の方々へ説明会の円滑な進行に協力するよう呼びかけ、まとめ役として事業者に協力してくれた。 説明会後に現地視察会を実施したことで、周辺住民の方々の理解度が増すと同時に、説明内容の透明性が向上した。 丁寧な説明を心がけ、説明会を複数回開催したため、周辺住民の方々の理解が深まった。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民の方々からの質問時間が短く、事業者側が予定時間内で説明会を終了させようとする姿勢が強かったため、周辺住民の方々が事業者へ不信感を持った。 汚染の状況についての詳細説明がなく、浄化方法に関する説明のみであったため、周辺住民の方々から不満足意見が出て紛糾した。 周囲に飲用利用している井戸がありながら、汚染判明から公表に時間を要したことで、井戸利用者の健康不安が増大した。 説明会に参加できなかった周辺住民の方々へは、回覧板で情報提供したが、さらに詳しい調査結果を求められたため、戸別訪問することとなった。 周辺住民の方々から、事業者との日頃の近隣関係や、操業中の騒音等に関する不満が寄せられ、汚染対策とは直接関係がない問題で住民説明会が紛糾してしまった。

リスクコミュニケーションの各段階	成功点	苦労点
戸別訪問	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明会に参加できなかった周辺住民の方々へも、汚染の事実や汚染対策の説明と報告ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 報道が先行してしまったことで、戸別訪問の際に謝罪したものの、情報隠ぺいの批判を受け、非常に険悪なムードであった。その後、周辺住民の方々からの要望により、住民説明会も開催することとなった。 事業所の敷地に隣接する周辺住民の方々が、以前から土壌汚染の可能性を疑っていたこともあり、事業者の戸別訪問による説明に対しても不信感を持った。このため、住民説明会の開催と、周辺の住宅の敷地内調査の要望があり、対応することとなった。
対策工事	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の騒音・振動を軽減する対策や、粉じんの拡散防止対策を講じた。さらに、問題が起きた場合は個別に対応することとしたため、対策工事中に問題が起きなかった。 工事中の大型車両の通行ルート・通行時間を周辺住民の方々の要望に合わせて変更するなど、安全対策に気をつけたので、対策工事中に問題が起きなかった。 対策工事の進捗状況を回覧板で周知したので、周辺住民の方々の不安感を軽減することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事中の騒音・振動で近隣より苦情があり、その際の対応が不十分であったために、周辺住民の方々から、迷惑料の請求や対策工事中止などの要求が出された。工事中断による汚染物質の拡散など影響を説明し、工事中の安全対策の徹底について繰り返し説明するなど、その後の対応に苦労した。
対策実施後	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事終了後、お礼文書を自治会経由で回覧したので周辺住民の方々に汚染対策の終了を知らせることができ、安心感を得られた。 	-
その他	<ul style="list-style-type: none"> 健康不安を訴えた周辺住民の方々には、健康診断を実施して不安を取り除くことができた。 汚染問題以外に、普段から事業所に不満を持っている点について周辺住民から意見を受け付ける時間を設け、苦情に対する改善を行い、事業者と周辺住民との関係をより良くすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民の方々の敷地で汚染が見つかった場合の対策や補償の要求に対して、明確に説明できなかったため、周辺住民が自治体へ苦情を申し入れた。事態収拾のため、汚染が発覚した土地の売却の際は、汚染調査・除去費用を負担することとなってしまった。

出典：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～、環境省水・大気環境局土壌環境課、平成20年6月発行

(2) 各事業者による個別事例

事例 1	クリーニング事業者による土壌汚染事例			
全体概要 (汚染発覚から対策まで)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自社工場の閉鎖にあたり、土対法第3条に基づいて土壌汚染状況調査を実施したところ、敷地内で指定基準を上回る揮発性有機化合物による汚染が判明した。 調査結果を自治体に報告し、指定区域に指定された。その旨を自治体が公示した。 まず、自治会長宅を訪問した。 自治会長に、周辺住民の方々への工事説明は戸別訪問により実施することを説明して承諾を得た。戸別訪問の範囲は自治会長より助言を受けて決めた。 自治会長宅の訪問は、事業者、自治体、調査対策事業者で行った。 その後、事業者と調査対策事業者が、周辺約30戸へ戸別訪問し、対策工事について説明した。 個別訪問と同時期に、記者クラブへ記事の投げ込みを行った。さらに、戸別訪問の範囲外の周辺住民の方々へもピラの投げ込みを行った。(新聞報道はされなかった。) 対策方法は、現場で浄化を行う方法(鉄粉攪拌による浄化)である。 			
事案の内容整理	原因者	事業者(企業)	対象地域	住宅街
	汚染物質	VOC	汚染の原因	使用物質の漏えい
	汚染の範囲	敷地内の土壌・地下水汚染	汚染判明の理由	法第3条調査
リスクコミュニケーションの手法	説明文書の配布・回覧	戸別訪問の範囲外の周辺住民の方々へピラを配布		
	住民説明会の開催	なし		
	戸別訪問	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長、及び事業所周辺の約30戸に対して戸別訪問を実施 事業者、調査・対策事業者で実施 自治会長への戸別訪問の際は、自治体も同席 		
	メディアへの発表	事業者から記者クラブへ投げ込み(新聞報道はされなかった)		
関係者の成功談(苦勞談)	成功談	<ul style="list-style-type: none"> 汚染された地下水が敷地外へ拡散するのではないかと、周辺住民の方々から意見があったが、敷地境界で事業者が自主的に測定した地下水データから、汚染拡散のおそれ小さいことを説明して納得して頂いた。 掘削除去ではなく現場で浄化する対策方法(鉄粉攪拌による浄化工法)を採用したことで、事業所への搬入車両を大幅に削減することができた。これにより、周辺住民の方々への浄化工事の影響(大型車両の出入り、汚染土の飛散など)を低減することができた。 		
	苦勞談	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開を短期間で実施するよう自治体から助言があり、調査による汚染の判明と自治体への報告から、浄化計画の立案、リスクコミュニケーション対応までを約1ヶ月半の短期間で実施することとなったため、事業者・自治体等の関係者との調整に苦慮した。 		
住民説明会後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事中に、近隣の数件から振動に対する苦情があったが、丁寧に対応したため特に大きな混乱はなかった。 			
汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 現場で浄化する工法(鉄粉攪拌工法) 			
住民とのコミュニケーションの課題	<ul style="list-style-type: none"> 汚染判明後、短期間で対策工事計画の策定を行い、情報の公表・説明を行ったため、大きな混乱を招くことがなかった。 周辺住民の方々への生活に対して、汚染物質がどのように影響を与えるのか、また、浄化対策工事による影響がどの程度のものであるかを正確に伝え、周辺住民の方々になるべく不安や不満が残らないように対応した。 			
留意点				

事例 2	メッキ事業者による土壌汚染事例			
全体概要 (汚染発覚から対策まで)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自社工場の閉鎖・移転にあたり、自治体の条例に基づき調査した結果、敷地内で環境基準を上回る重金属類の汚染が判明した。調査結果を自治体に報告した。 対策内容や情報公開について自治体と相談しているうちに、公表までに1年間かかってしまった。 記者クラブへの発表後に周辺住民の方々に住民説明会開催を通知し、通知から1ヶ月後に開催した。開催に先立って、区長と自治会長へ事前報告を行った。また、1回目の住民説明会の直前に、近隣住民約10戸に対して開催案内通知を持参して説明した。 第1回目の住民説明会では、代表者が土壌汚染を起こしたことに対して謝罪した後、汚染の経緯・概況調査結果報告・健康影響・今後の汚染対策等について説明した。周辺住民の方々からは、「汚染の疑いがあった時点で何故住民に報告しなかったのか」「説明会に何故行政機関が出席しないのか」「何故個別に訪問・挨拶をしなかったのか」等の不満が多発した。 住民からは自分の土地も調査してほしいとの要望も出された。また、以前事業者が原因の公害問題があったことから、事業者に対する個人的な不満や感情的な意見も出た。 住民説明会では、対策の内容についてなかなか理解が得られなかったことから、詳細調査後に改めて住民説明会を行うこととなった。 その後、第二回目の住民説明会を開催し、詳細調査の結果報告及び具体的な対策内容の説明を行い、これにより対策の内容についても周辺住民の方々の理解を得ることができた。 			
事案の内容整理	原因者	事業者(企業)	対象地域	住宅地
	汚染物質	重金属等	汚染の原因	配管からの漏れ
	汚染の範囲	敷地内の土壌・地下水汚染	汚染判明の理由	自主調査
リスクコミュニケーションの手法	説明文書の配布・回覧	なし		
	住民説明会の開催	第2回開催		
	戸別訪問	なし		
	メディアへの発表	行政機関による記者クラブへの投げ込み		
住民説明会の開催	開催通知	<ul style="list-style-type: none"> 第1回説明会：回覧板により説明会開催通知。近隣住民のみ戸別配布。 第2回説明会：回覧板により説明会開催通知。 		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が開催し汚染の経緯などを説明した。調査・対策内容についての詳細な説明は、調査対策事業者が行った。 司会進行役を第三者(環境法令に詳しい弁護士)に依頼した。 		
	参加者の人数	<ul style="list-style-type: none"> 第1回説明会：住民約50人(事業所から半径約300m以内)・議員数名 第2回説明会：住民約50人(事業所から半径約300m以内)・議員数名 		
関係者の成功談(苦勞談)	成功談	<ul style="list-style-type: none"> 環境法令に詳しい弁護士に司会進行役を依頼することで、スムーズに議事を進めることができた。 		
	苦勞談	<ul style="list-style-type: none"> 汚染情報の公表が遅れたことについての不満意見が多数出たため、議論が紛糾した。 住民から、説明会に市の担当者も出席してほしいとの要望があったが、市は住民説明会には出席しない方針であったため、対応に苦慮した。 		
住民とのコミュニケーションの課題	<ul style="list-style-type: none"> 汚染情報の公表が遅かったこと、戸別訪問を省くなど、周辺住民の方々への配慮が足りなかった。 事業者と周辺住民の方々の間では、以前から公害問題などで苦情が出るなど関係が良好でなかったことから、リスクコミュニケーションがスムーズに進められなかった。 			
留意点				

出典：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～、環境省水・大気環境局土壌環境課、平成20年6月発行

事例3	化学製品製造事業者による土壌汚染事例			
全体概要 (汚染発覚から対策まで)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自社工場の閉鎖・移転にあたり、土対法第3条に基づく土壌汚染状況調査を実施した結果、敷地内で指定基準を上回る重金属類の汚染が判明した。 自治体に報告し、指定区域に指定された。その旨を自治体が公示した。 事業所敷地及び周辺は昔農地であり、事業者は敷地境界があいまいな状態で使用していた。汚染原因は、事業者が有害物質を含む中間製品を敷地境界近くの裸地に野積みしていたことであった。 周辺住民の方々からは、土壌汚染の可能性が以前から心配されていた。また、敷地外への有害物質の拡散について不安を持っている住民が多数いた。このため、事業者が周辺住民の方々への戸別訪問により汚染状況と対策について説明したが、住民の理解が得られず、住民説明会を開催することとなった。 住民説明会では、解体・汚染対策工事の早急な実施と、工事中の粉塵対策、飲用井戸の地下水分析の実施を説明した。 住民からは、自分の土地も調査をして欲しいとの要望があり、数戸の敷地内土壌調査を実施し、汚染状況を確認した。 個別に敷地内調査をした周辺住民の方から、地下下落への補償と対策費用の要求があった。また、一部住民が自治体へ苦情を申し入れる等の混乱が生じた。このため、事業者は対応策実施の覚書を取り交わし、当該地の移転・売却の際の汚染調査・除去費用を負担することとなってしまった。 その後、掘削除去により汚染を除去し、対策は終了した。 			
事案の内容整理	原因者	事業者(企業)	対象地域	住宅地域
	汚染物質	重金属類	汚染の原因	中間製品の裸地野積み
	汚染の範囲	敷地内の土壌汚染	汚染判明の理由	法第3条調査
リスクコミュニケーションの手法	説明文書の配布・回覧	なし		
	住民説明会の開催	戸別訪問後に1回開催		
	戸別訪問	事業所敷地に隣接する周辺住民に対して戸別訪問を実施。(調査会社が実施した)		
	メディアへの発表	なし		
住民説明会の開催	開催通知	近隣住民に限定した住民説明会の開催を文書により通知		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が開催し汚染の経緯などを説明した。調査・対策内容についての詳細な説明は、調査対策事業者が行った。 行政は出席しなかったが、準備段階で助言指導を受けた。 		
	参加者人数	住民15名程度(近隣住民に限定)		
関係者の成功談(苦勞談)	成功談	特になし		
	苦勞談	<ul style="list-style-type: none"> 操業時に敷地境界があいまいな状態で使用していたことから、周辺住民の方々から、個別の敷地内の調査の要望、汚染対策費用の要求などが寄せられ、敷地外汚染への対応が大変だった。 		
住民説明会後の対応	なし			
汚染対策	掘削除去			
住民とのコミュニケーションの課題留意点	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界があいまいな状態で使用していた経緯がありながら、事業所敷地に隣接する周辺住民の方々に対する配慮が欠けていた。(結果として、汚染が見つかった場合は、当該地の所有者が移転・売却等する際の汚染除去費用を事業者が負担することとなった) 			

事例4	光学系製品製造事業者による土壌・地下水汚染事例			
全体概要 (汚染発覚から対策まで)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が自社工場の閉鎖・土地売却にあたり、土対法第3条に基づく土壌汚染状況調査を実施した結果、敷地内で指定基準を上回る重金属類汚染が判明した。 事業者は自治体に報告し、指定区域に指定された。その旨を自治体が公示した。 事業者は過去に同様の事案(他の工場)で住民対応に苦慮した経験から、情報開示・住民対応に関して十分に配慮して、短期間で事前準備をした。 事前準備では、マスコミによる先行報道を防止するために情報管理を徹底した。 事業者から地元の有力者(議員・有識者等)に対して報告し、近隣住民の方々を対象に住民説明会を開催した。 住民説明会では、工事中の健康影響、騒音・振動影響に関する意見や自分の敷地内に土壌汚染があった場合の個別対応に関する要望等があった。 事業者は解体撤去・汚染対策工事を早急に実施することを説明し、対策工事中は粉塵を極力飛散させないよう対策を講じ、問題ある場合は個別対応することとしたため、周辺住民の方々の工事に対する不安を軽減することができた。 その後、掘削除去により汚染を除去し、対策は終了した。 			
事案の内容整理	原因者	事業者(企業)	対象地域	住宅地域
	汚染物質	重金属類	汚染の原因	汚染物質の漏洩、運搬時のこぼれ
	汚染の範囲	敷地内の土壌汚染	汚染判明の理由	法第3条調査
リスクコミュニケーションの手法	説明文書の配布・回覧	なし		
	住民説明会の開催	1回開催		
	戸別訪問	なし		
	メディアへの発表	住民説明会実施後、新聞記者クラブへ投げ込み		
住民説明会の開催	開催通知	住民説明会の開催文書を自治会回覧板により通知		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が開催し汚染の経緯などを説明した。調査・対策内容についての詳細な説明は、調査対策事業者が行った。 自治体も同席。 		
	参加者人数	住民17名(近隣住民)		
関係者の成功談(苦勞談)	成功談	<ul style="list-style-type: none"> 過去に同様の事案に対応した経験を生かし、情報開示・住民対応に関して十分に配慮し、短期間で事前準備ができた(3~4ヶ月で実施)。 突然情報開示をして周辺住民の方々の混乱が生じないように、事前準備した。 浄化対策を早急に実施し、工事中は粉塵対策を講じ、問題があった場合は個別対応を実施することとしたため、周辺住民の方々の工事への不安を軽減することができた。 事業者は、日頃から地元のお祭りへの寄付や工場見学など、周辺住民の方々とのコミュニケーションに配慮していたので、良好な関係が築けていた。 		
	苦勞談	なし		
住民説明会後の対応	対策終了後、お礼文書を自治会経由で回覧した。			
汚染対策	掘削除去			
住民とのコミュニケーションの課題留意点	<ul style="list-style-type: none"> 汚染判明後、短期間で土壌汚染調査・対策計画の策定を行い、情報の公表・説明を行った。 周辺住民の方々の工事への不安を軽減するための対応(早期対策実施・個別対応)を示した。 地元のお祭りへの寄付など、周辺住民の方々との日常的なコミュニケーションを心掛けた。 			

出典：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～、環境省水・大気環境局土壌環境課、平成20年6月発行

事例5	ゴム製品製造事業者による土壌・地下水汚染事例			
全体概要 (汚染発覚から 対策まで)	<ul style="list-style-type: none"> 親会社の指示により、事業者が自社敷地内の自主調査を実施した結果、環境基準を大幅に上回るVOCが検出され、敷地外汚染も確認されたことから、市へ報告・相談した。 事業者は、市から、市長・議会等への事前報告と、住民説明会を開催するよう助言を受けた。 周辺住民の方々に対して住民説明会の開催を通知した。ほぼ同時に、記者クラブにも通知した。 第1回住民説明会では、調査結果と今後の対策方針を説明した。周辺住民の方々からは、汚染の発覚時期、汚染地の地歴、調査結果の信憑性、地下下落、健康影響への質問が出た。 説明会では、土壌汚染問題以外で、普段から事業所に対して持っている不満について、周辺住民の方々の意見を受け付ける時間を設けた。寄せられた不満意見に対しては改善を行った。 説明会終了後に現地視察会も実施したことで、周辺住民の方々からの理解を深めることができた。 説明会后、汚染対策工事を開始し、第1回住民説明会から4ヵ月後に第2回住民説明会を開催し、対策工事の進捗状況を報告・説明した。 対策工事中は、進捗状況を回覧板で周知した。 			
事案の内容整理	原因者	事業者(企業)	対象地域	住宅と工場の混在地域
	汚染物質	VOC	汚染の原因	排水の地下浸透
	汚染の範囲	・敷地内の地下水汚染 ・敷地外で飲用利用あり	汚染判明の理由	自主調査
リスクコミュニケーションの手法	説明文書の配布・回覧	・ なし		
	住民説明会の開催	・ 2回開催		
	戸別訪問	・ 市長、地元区長へ戸別訪問		
	メディアへの発表	・ 市の記者クラブへ投げ込み		
住民説明会の開催	開催通知	・ 議会・記者クラブへは書面通知、地元区長は戸別訪問、住民へは直接投函・区長を通じた地区回覧により通知した。		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が開催し汚染の経緯などを説明した。調査・対策内容についての詳細な説明は、調査対策事業者が行った。 自治体も同席。 		
	参加者人数	・ 第1回：住民約100人 第2回：住民約100人		
関係者の成功談(苦勞談)	成功談	<ul style="list-style-type: none"> マスコミ報道が先行することによる混話が生じないように、市長・議会・住民関係・マスコミへ同時に情報を公表した。 汚染問題以外に事業所への普段からの不満について周辺住民の方々の意見を受け付ける時間を設け、もらった意見をもとに改善を行った。 説明会後に現地視察会を実施し、周辺住民の方々の理解を深めた。 		
	苦勞談	<ul style="list-style-type: none"> 以前から騒音・振動問題で事業者に対し批判的な一部の住民から、「汚染を公表したことで風評被害による地下下落が生じた」という意見があり、補償を求められ対応に苦慮した。 		
住民説明会後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事の進捗状況を回覧板で周知した。 			
住民とのコミュニケーションの課題 留意点	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示による混話が生じないように事前準備した。 汚染問題以外に周辺住民の方々の苦情等を聞いた。 現地視察会を実施するなど、情報公開を積極的に行った。 			

出典：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～、環境省水・大気環境局土壌環境課、平成20年6月発行

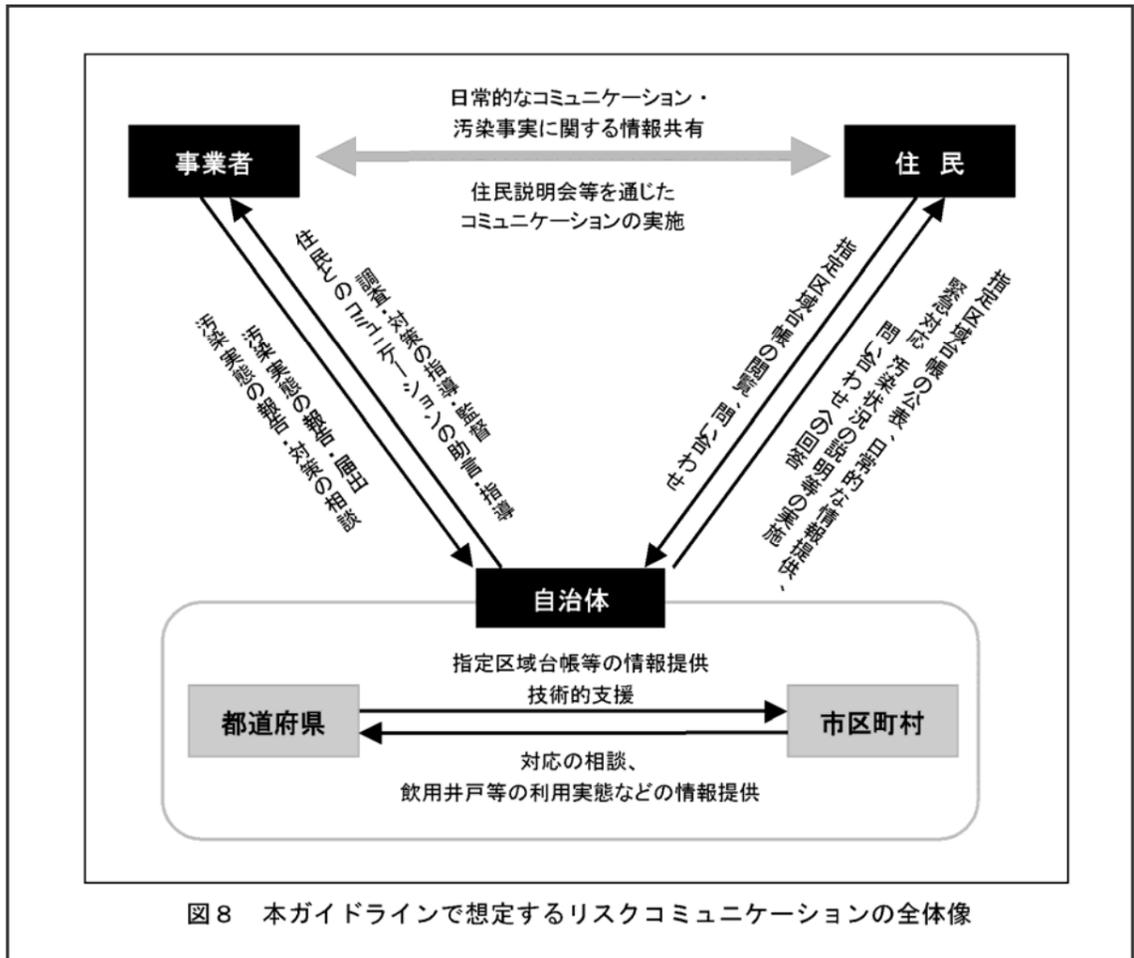


図8 本ガイドラインで想定するリスクコミュニケーションの全体像

(出典：自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン、平成16年(2004年)7月、環境省)

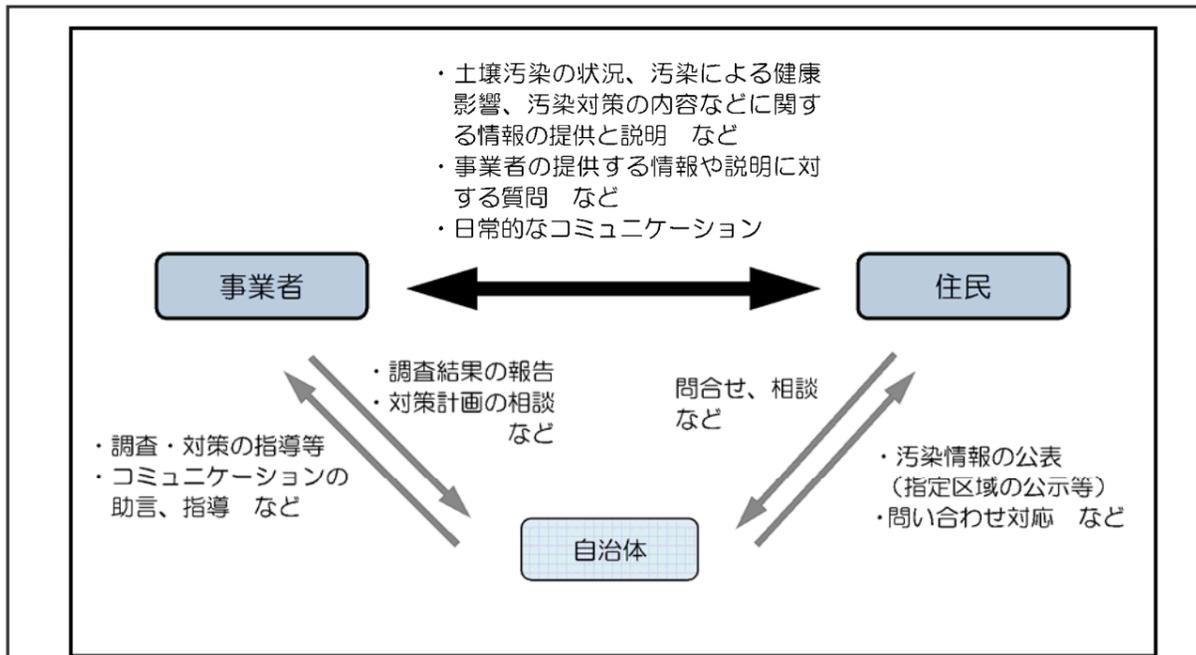
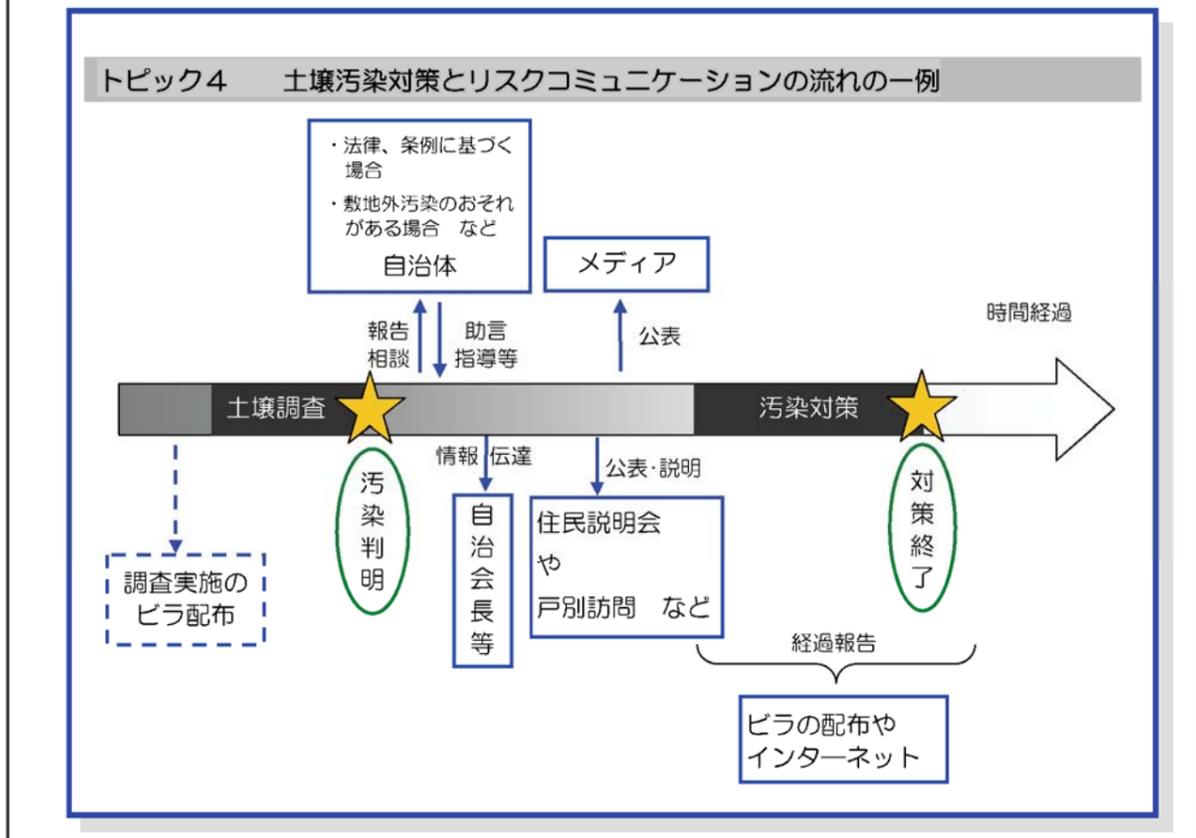


図5 リスクコミュニケーションにおける各主体の関係



出典：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン ～事業者が行うリスクコミュニケーションのために～、環境省水・大気環境局土壌環境課、平成20年6月発行

■リスクコミュニケーションに関するマニュアル等

○神奈川県HP「化学物質対策とPRTR」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7013/>

(関係する主な掲載内容)

※リスクコミュニケーションの事例紹介

※『平成22年度版かながわの化学物質対策』(平成23年3月発行)

第二章 化学物質対策としてのリスクコミュニケーション

※化学物質の適正な管理について(第39条及び第40条)～

「神奈川県化学物質の適正な管理に関する指針」

○「神奈川県土壌汚染対策マニュアル第5編」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/p23420.html>

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条の2に基づき土壌汚染が判明した土地で区画形質変更を行う場合の周辺周知に関する具体的事項等を記載したマニュアル

○環境省：土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン－事業者が行うリスクコミュニケーションのために－

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9903>

○環境省：自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル，2002年版.

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/manual/>

○環境省：自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)，2004

<http://www.env.go.jp/water/dojo/guide/>

○全国産業廃棄物連合会：産業廃棄物処理事業者のためのリスクコミュニケーションマニュアル調査報告書，2003.

http://www.zensanpairen.or.jp/index2/pdf/2003_risk.pdf

○全国産業廃棄物連合会：産業廃棄物処理業と地域社会とのコミュニケーション調査報告書，2002.

<http://www.zensanpairen.or.jp/index2/pdf/chiiki.pdf>

○全国産業廃棄物連合会：産業廃棄物ガイドブック，2006年版.

<http://www.zensanpairen.or.jp/pdf/guidebook2006.pdf>

○全国産業廃棄物連合会：産業廃棄物処理業者の日常的なコミュニケーション手法に関する調査，環境教育への取り組み，2002.

<http://www.zensanpairen.or.jp/index2/pdf/kankyo.pdf>